

一般社団法人群馬県知的障害児者生活サポート協会定款

平成26年 4月 1日 施行

平成28年 5月31日 施行

平成30年 6月12日 施行

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人群馬県知的障害児者生活サポート協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会に加盟し、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会及び群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会と連携し、知的障害児者及び自閉症児者（以下「障害者」という）と、その家族の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活に関わる相談支援事業
- (2) 障害者の就労に関わる相談支援事業
- (3) 障害者の権利擁護に関わる相談支援事業
- (4) その他目的を達成するのに必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(法人の構成員)

第6条 当法人は、この法人の事業に賛同する個人であって、第3章に定める会員及び第4章に定める社員をもって構成する。

第3章 会員

(会員)

第7条 当法人の会員とは以下の者を言う。

- (1) 群馬県内に在住する障害者の保護者又は法定後見人等それに準じる者で、当法人が実施する相談支援事業等を利用するために入会した者
- (2) 当法人の目的に賛同し、理事会の承認を得た者
- (3) 社員でない会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）に規定された次に掲げる社員に帰属する権利を、社員と同様に当法人

に対して行使することができる

1. 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
2. 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
3. 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
4. 法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
5. 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
6. 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
7. 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
8. 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条の第 3 項及び第 256 条の 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（年会費）

第 8 条 会員は、障害者 1 人当たり、別に定める年会費を納入しなければならない。

（会員の期間）

第 9 条 会員の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

（任意退会）

第 10 条 会員は、脱退届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員資格の喪失）

第 11 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 障害者が死亡したとき
- (3) 指定された期日までに年会費を納入しなかったとき

第 4 章 社員

（社員の資格）

第 12 条 当法人の社員は、会員が所属する社会福祉事業を行う施設・事業所及び保護者が参加している保護者会等から推薦された者とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事長の承認を得るものとする。

3 社員は会員の意見を代表して、社員総会の議案として提案することができる。

（任意退会）

第 13 条 社員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 14 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 23 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によって、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反したとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

（社員資格の喪失）

第15条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 施設又は事業所が廃止されたとき
- (2) 総社員の同意があったとき
- (3) 当該社員が死亡したとき

(社員名簿)

第16条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した法人法第31条の社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 社員総会

(種類)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第18条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬の額又は規程
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第20条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求することができる。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第24条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

2 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員等

(役員を設置)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上11名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

第7章 顧問

(顧問)

第34条 当法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱するもので、報酬は無報酬とする。

3 顧問は、理事長の相談に応じ、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。4 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は理事長が定める。

第8章 理事会

(理事会の設置)

第35条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、法令で定めるところにより、主たる事務所に理事会の日から10年間備え置かなければならない。

第9章 財産及び会計

(基本財産)

第42条 当法人の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3カ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び社員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
- 4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第48条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び内部管理に必要な規則その他の規程については、理事会が定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第52条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

第13章 附則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第54条 当法人は、この法人に財産を贈与し、若しくは遺贈する者、この法人の役員又はその親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第55条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員)

第56条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	大淵 純男
設立時理事	武田 伸吉
設立時理事	丹治 克之
設立時理事	中島 穰
設立時理事	阿部 健二

設立時理事	江村 恵子
設立時理事	前川 知三
設立時理事	田村 照代
設立時理事	岩瀬 啓
設立時理事	喜美候部 正令
設立時代表理事	大淵 純男
設立時監事	太田 茂
設立時監事	生方 修一

(設立時社員の氏名、住所)

第57条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

住所 群馬県富岡市神成56番地4

設立時社員 武田 伸吉

住所 群馬県前橋市青柳町826番地3

設立時社員 中島 穰

住所 群馬県利根郡みなかみ町須川1096番地

設立時社員 田村 照代

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附 則

この定款は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月12日から施行する。

以上は当協会の現行定款と相違ありません。

平成30年6月26日

群馬県前橋市新前橋町13番12号

群馬県社会福祉総合センター内

一般社団法人群馬県知的障害児者生活サポート協会

理事長 中島 穰